

1 命令等の題名

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則

2 根拠となる法令の条項

府令第33条第5項第1号ヲ及びレ（これらの規定を同令第34条の3第1項第2号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第33条第6項

3 命令等の内容

- (1) 大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）及び普通免許（A T普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習を応用走行において行うこととする（第一条新規規則第1条第1項、第二条新規規則第1条第1項、第三条新規規則第1条第1項及び第四条新規規則第1条第1項関係）。
- (2) A T大型免許、A T中型免許、A T準中型免許及びA T普通免許並びにA T大型第二種免許、A T中型第二種免許及びA T普通第二種免許に係る教習の基準の細目を定めることとする（第一条新規規則第1条第1項、第3条第8項並びに第4条第7項及び第12項、第二条新規規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第4項、第7項及び第13項、第三条新規規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第2項並びに第四条新規規則第1条第1項及び第2項、第3条第6項及び第8項並びに第4条第13項関係）。
- (3) 大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）及び準中型免許（A T準中型免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）及び中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習を、当該免許が属する第一種免許又は第二種免許の区分に応じて、それぞれ当該区分又はその上位の区分に属する他の免許（運転することができる自動車をA T自動車に限る旨の条件が付された免許を除く。）を現に受けている場合には行わないこととする（第二条新府令第1条第2項、第三条新府令第1条第2項及び第四条新府令第1条第2項関係）。
- (4) 大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）及び準中型免許（A T準中型免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）及び中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習については、普通自動車を使用することができることとする（第二条新規規則第3条第6項、第三条新規規則第3条第6項及び第四条新規規則第3条第6項関係）。
- (5) 大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免

許（A T 準中型免許を除く。）及び普通免許（A T 普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習のうち、クラッチの操作に係る教習事項に係る教習については、自動車教習所のコースその他の設備において行うこととする（第一条新規則第3条第8項、第二条新規則第3条第8項、第三条新規則第3条第8項及び第四条新規則第3条第8項関係）。

- (6) 指定自動車教習所における大型免許（A T 大型免許を除く。）、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）及び普通免許（A T 普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、当分の間、なお従前の例によることができることとする（改正規則附則第2条第1項、附則第3条第1項、附則第4条第1項及び附則第5条第1項関係）。
- (7) 改正規則の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（A T 大型免許を除く。）、中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）及び普通免許（A T 普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、なお従前の例によることとする（改正規則附則第2条第2項、附則第3条第2項、附則第4条第2項及び附則第5条第2項関係）。
- (8) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

- (1) 前記3(1)、(2)、(5)から(8)までのうち普通免許及び普通第二種免許に係る部分
令和7年4月1日
- (2) 前記3(1)から(8)までのうち中型免許及び準中型免許並びに中型第二種免許に係る部分
令和8年4月1日
- (3) 前記3(1)から(8)までのうち大型免許に係る部分
令和9年4月1日
- (4) 前記3(1)から(8)までのうち大型第二種免許に係る部分
令和9年10月1日